

授業科目	知的財産法演習
演習題目	知的財産法の現代的諸相
担当教員	小島 立
授業の目的	<p>本演習（ゼミ）の目的は、(1) 知的財産法（特許法、著作権法、意匠法、商標法、不正競争防止法、種苗法、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（いわゆる「地理的表示法」）など）に関連する課題の検討（判例の分析、事例問題の演習、ディベート等）を通じて、本演習参加者の法的な問題解決能力を高めること、および、(2) 現代社会の諸課題について、本演習参加者自らが、幅広い視野から批判的に考察する力を高めること、の2つである。</p> <p>本演習が上記2つの目的を掲げるのは、法学部生の皆さんが社会に出て求められる能力は、どのような職種に就職した場合であっても、(1) 現代社会が抱える課題を、法学・政治学の観点から分析し、解決策を提示できること（いわゆる「専門的能力」）、そして、(2) 現代社会が抱える課題について、法学・政治学以外の他の専門領域（ディシプリン）に関する専門的知識を有する人たちと一緒に議論し、解決策を提示できること（いわゆる「学際的能力」）であると、本演習の担当教員が考えるからである。</p> <p>上記2つの目的に加えて、本演習では、(1) 自分の力で調査および報告に必要な文献資料を見つけ出すこと、(2) 自らが調査した資料を適切に理解した上で、報告内容を簡潔にまとめること、(3) 限られた時間内において、人前で分かりやすく説得的に発表できること、そして、(4) 他者の発表に対し、参加者の理解を進めるために適切な質問を投げかけられること、といった諸能力を培うことを併せて目指したい。</p>
履修条件	<p>「知的財産法（特許法・著作権法）」の授業（毎年度前期に開講）を履修済みであるか、そうでない場合には、本演習と並行して履修することを強くお勧めする。</p> <p>いわゆる「学際的能力」の涵養という観点からは、「クリエイティブ産業と文化政策」（毎年度後期に開講）の授業を履修することも検討されたい。</p> <p>知的財産法を学ぶためには、民法（民法Ⅰ、民法Ⅱおよび民法Ⅲ）、民事訴訟法、行政法（行政法Ⅰおよび行政法Ⅱ）、国際私法、国際取引法、情報法、経済法などの科目を履修済みか、並行して履修することが望ましい。</p> <p>知的財産法は、「ものづくり」、「まちづくり」、「コトづくり」、「クリエイティブ産業」、文化芸術、デザイン、科学技術イノベーション、リスクマネジメントなどと深く関わっているから、これらの領域に関心を有する学生諸君の参加を歓迎する。</p>
教科書・参考書	<p>いわゆる教科書や判例集などは、予め指定しない。判例の分析を行う際には、判例集などに掲載されている「加工された裁判例」ではなく、「生の裁判例」を「テキスト」として分析する。事例問題の演習を行う場合には、検討する事例問題を予め提示する。</p> <p>本演習の開講前に、中山信弘『マルチメディアと著作権』（岩波新書（赤</p>

	<p>426)、1996年)に目を通すことをお勧めする(この本は、残念ながら絶版となっているが、中央図書館に配置されている)。</p> <p>知的財産法の教科書としては、愛知靖之=前田健=金子敏哉=青木大也『知的財産法〔第2版〕』(有斐閣、2023年)を挙げておく。また、知的財産法に関する事項について、図表を交えて分かりやすく解説しているものとして、前田健=金子敏哉=青木大也(編集)『図録知的財産法』(弘文堂、2021年)がある。</p> <p>知的財産法の判例のエッセンスを簡易に眺めるために便利なものとして、愛知靖之=前田健=金子敏哉=青木大也『知財判例コレクション』(有斐閣、2021年)を参照されたい。</p> <p>その他の参考文献については、授業の中で随時紹介する。</p>
<p>授業の計画・内容</p>	<p>前期および後期の前半では、いわゆる「専門的能力」を涵養することを目指す。後期の後半では、いわゆる「学際的能力」を涵養することを目指す。</p> <p>毎回のゼミでは、報告と議論に、それぞれ45~60分程度を想定する。時間延長もあり得る(午後7時頃に終了することも珍しくない)。</p> <p>1. 前期</p> <p>(1) 前期の冒頭で、本演習全体に関するオリエンテーションに続き、判例を分析する手法について、授業担当教員が解説を行う。</p> <p>(2) その後、著作権法に関する民事判決を分析する。検討対象の判決について、グループで事前に調査および検討を行い、グループによる報告の後に、参加者全員で討議を行う。</p> <p>(3) 本演習における判例分析の特徴は、判例集等にまとめられた「加工された裁判例」ではなく、実際の判決文を素材として、1つの判決(通常は民事判決)を、数週間かけて、じっくりと分析することである。①原告の請求、②原告の請求を成り立たせるために必要となる(通常は複数の)条文とそれらの関係性、③それらの条文の効果を発生させるために原告が主張すべき事実(いわゆる「要件事実」)、④原告の主張に対する被告の主張(反論)、⑤原告と被告の主張の結果として浮かび上がった争点、⑥裁判所の定立した規範と結論の導出、といった事柄を丁寧に分析することを通じて、「法的な問題解決手法」を学ぶためである。</p> <p>(4) 判例分析の手法を実践するべく、著作権法に関する民事判決を素材としたディベートを行う。ディベートでは、原告チーム、被告チームおよび裁判官チームの3つに分かれて、原告チームと被告チームは、訴状と答弁書の作成、立論、尋問、最終弁論等を行い、裁判官チームがジャッジを行う。裁判官チームによるジャッジの結果を踏まえて、裁判官チームは判決文を準備する(反対の結論となる場合の判決文についても検討を行う)。また、ディベート後に、本演習の参加者全員で、いわゆる「感想戦」を実施する。</p> <p>(5) 時間的な余裕があれば、判例の分析を通じて培った能力をさらに確実なものとするべく、事例問題の演習に取り組む。素材としては、司法試験予備試験の知的財産法(著作権法)の問題が候補になりうる。</p> <p>2. 後期</p> <p>(1) 司法試験の問題を素材として、事例問題の演習を行う。2025年度は、2025年(令和7年)の司法試験の知的財産法(特許法および著作</p>

権法)の問題を検討した。

(2) 前期と同じく、著作権法に関する民事判決を素材に、ディベートを行う。

(3) ここまでのゼミの活動では、いわゆる「専門的能力」を主に養うことを目標としてきた。後期の後半では、いわゆる「学際的能力」を涵養するべく、現代社会の先端的課題について検討する予定である。過去数年の知的財産法演習では、授業担当者が現在取り組んでいる「空飛ぶクルマ」等の「次世代空モビリティ(AAM: Advanced Air Mobility)」の社会実装において克服すべき「倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI: Ethical, Legal and Social Issues/Implications)と「責任ある研究とイノベーション(RRI: Responsible Research and Innovation)についての文理融合研究 <https://www.jst.go.jp/ristex/funding/elsi-pg/>と社会実践に係る課題を取り上げてきた。2026年度も、同様の検討を行うことを計画している。

(4) 時間的な余裕があれば、商標法、不正競争防止法などに関する判決文の読解と分析を行う。

3. 課外活動

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況も落ち着いてきているため、知的財産法を取り巻く現代社会の状況についてより良く知るべく、夏休み中に、合宿形式の「フィールドワーク(巡検)」を行う予定である。

(2) 社会課題に対して法的な解決策を検討するためには、人々の行動変容を促す法的介入を行う前提として、課題が生じている地域やコミュニティで何が起き、どのような課題(いわゆる「地域課題」)が存在するのかということ、できる限り正確に把握する必要がある。

経済、産業、農業、環境、交通、教育、医療、防災、福祉、文化といった現代的な様々な地域課題の源流をたどれば、これらの課題は、地域の地質、地形、地理的条件などに規定されるとともに、そうした条件に対する地域の営みが反映される形で、地名、地域の神々、神話などが形成されてきたことに由来している。地域課題を理解するためには、表層的に現れている現代の事象だけを見るのではなく、地理的、歴史的、文化的経緯を踏まえた複眼的な考察が不可欠である。

(3) 法学を学ぶ者には、上記のような地域課題に関する社会調査を行う能力を身につけるように努力することが求められるが、残念ながら、わが国の法学教育では、教養教育(本学における基幹教育)を含め、社会調査法についての授業や演習等が系統だった形で提供されることはほとんどなく、いわゆる「座学」にとどまっているのが現状である。

上記のような社会調査の重要性に鑑み、知的財産法演習では、ゼミ参加者の社会調査の能力を少しでも涵養するべく、合宿の機会を捉えて、「ものづくり」「まちづくり」「コトづくり」の現場の巡検(フィールドワーク)を行うように努めている。

(4) 2025年度の合宿では、いわゆる「出雲神話」と「たたら製鉄」に関する巡検を行うべく、出雲大社、島根ワイナリー(以上、島根県出雲市)、糸原記念館、奥出雲おろちループ、追谷綿打公園から見た「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」、稲田神社(以上、島根県仁多郡奥出雲町)、金屋子神社(島根県安来市)、小泉八雲記念館、松江城、カ

	<p>ラコロ工房（以上、島根県松江市）を訪問した。</p> <p>（5）上記に掲げた合宿、フィールドワークなどの他に、本演習参加者の親睦を深めるためのコンパなど、ゼミの時間以外の活動も行いたい。</p> <p>（6）上記の課外活動への参加は任意である。</p> <p>4. その他</p> <p>本演習に関して不明な点があれば、授業担当者（メールアドレスは、kojima [アットマーク] law.kyushu-u.ac.jp）まで、ご遠慮なくお尋ねいただきたい。</p>
<p>成績評価の方法</p>	<p>成績評価は、平常点（出席状況、報告内容、議論への参加態度等）による。やむを得ない事情により欠席する場合には、予め授業担当者にご連絡されたい。</p>